

市民意見提出手続実施結果

1 意見提出者数及び意見提出件数

意見提出者数	直接	0人
	郵送	0人
	ファックス	0人
	メール	3人
	計	3人
意見提出件数	直接	0件
	郵送	0件
	ファックス	0件
	メール	6件
	計	6件
意見反映件数	6件中	0件

※意見提出件数6件のうち既に素案に示されている件数0件

2 お寄せいただいた意見の概要とそれに対する市の機関の考え方

(1) 「2.3 児童生徒数の現状」について

意見の概要	市の機関の考え方
支援級をわかりやすくするのは良いですが、敢えて『外数とする』と言う表現にしたのはどの様な意図があるかご説明ください。	特別支援学級は、対象となる児童生徒の特性により1学級の人数・構成する学年が普通学級とは異なるため、学校規模の定義における学級数に含めておりません。よって、資料として分かりやすい表現となるよう外数としております。

(2) 「4.2 学校規模によるメリット・デメリット」について

意見の概要	市の機関の考え方
小規模校のメリット・デメリット一覧に関して、メリットの方が数としては少なく挙	学校規模による影響について、メリット・デメリットの両面があることは承知してお

<p>げられていますが、中身が重要ではないか と思い、意見を書かせていただきます。 メリットとして挙げられている1点目。 【教職員が生徒一人ひとりの特性や家庭環 境などを十分に把握した指導ができる】と いうことを実感しています。少人数なの で、先生ものびのびと細やかにクラス運 営、授業をしてくれていると感じていま すし、クラスのアクシデントにもきちん と対応してくれています。具体的に言 うと毎週出してくださるクラス便りが、 今クラスでどんなことに子どもがチャ レンジし何が起きているのか分かり、 とてもありがたいです。</p> <p>宮川小では、縦割りでの活動を多く取 り入れて、学年の壁なく交流できること で、年長の生徒への憧れや、年下の生 徒への優しさなど心の発達面でとても いい効果があると実感しています。い じめがあるという話も聞きません。む しろ大規模校の方が、いじめがあつ たり、学級が破綻し先生が辞めていく など問題があるのではないかと感じ ています。</p> <p>先生の働く環境としても、業務は最小 限にしていきつつ、一人で受け持つ生 徒数は少なければ少ないほど、余裕の あるいい学級運営や授業ができ、やり がいに繋がると感じています。通わせ ている立場としては、メリットがデメ リットを上回ると感じています。</p>	<p>ります。小規模校は、教職員が児童生徒 の特性を把握しやすい一方で、教職員 の人数が少ないことにより、1人あた りの校務負担が大きくなるため、指導 の時間を取りづらくなる場合もあ ります。また、小規模校では、仲の良 い友人と継続して過ごすことができ る一方で、人間関係で問題が生じた 場合、距離を取りづらかったり、進学 後に新たな友人を作る際にギャップを 感じるなどの問題が生じる場合もあ ります。各個別の学校規模については 、地域の方のご意見をいただきなが ら、実情に即した形となるよう検討 してまいります。</p>
<p>支援級へのメリットデメリットへの考察項</p>	<p>特別支援学級の児童生徒は、それぞれの特</p>

<p>目が見当たりませんでした。</p> <p>この点から資料内では教育環境の充実、地域連携の強化が強調されていますが、特別支援教育への影響評価が不十分である点が懸念されます。支援級児童は、個々の実態に合わせて交流級への参加割合を決めるものの、学校行事に参加するには交流級に混ざるしかありません。</p> <p>この為、通常級のクラスサイズの増加、減少の影響は2つのクラスを行き来しなければならない支援級在籍の子どもの社会的・心理的な負担が増大する可能性があります。</p> <p>この為、支援級児童の権利が十分に守られるか不安です。文部科学省の特別支援教育推進ガイドラインを踏まえ、影響評価の追加を求めます。</p>	<p>性により、同じ環境変化に対しても受け取り方は様々であり、一元的な評価は困難であると考えております。実際に学校規模適正化の対象となる学校については、在籍児童生徒の特性を考慮し、可能な限り負担感を軽減できるよう配慮してまいります。なお、本案は基本方針であるため、各個別の項目に対する影響評価までは記載いたしません。</p>
---	--

(3) 「4.4 学校規模適正化を行う上での留意点」について

意見の概要	市の機関の考え方
<p>2項目目・保護者や教職員、地域の方々に十分な情報提供を行い、学校規模適正化の必要性、効果や課題などについて、共通理解を得た上で合意形成を図るように努めなければならない。</p> <p>6項目目・通学距離・通学時間や通学路の安全確保に十分配慮する必要がある。</p> <p>以上の二点に関して意見があります。</p> <p>一つ目は、今回の基本方針（案）について意見を求めるとされていながら、この案が検討されていて、意見が言える窓口がある</p>	<p>・実際に学校規模適正化の取組を進める際は、対象となる学校に通学している児童生徒の保護者や進学予定児童生徒の保護者、地域にお住いの方等関係者を委員とする協議会の設置やアンケート等適切な方法により意見を伺い、進めてまいります。併せて、対象校の児童生徒に対しても意見を求めるなど、こども達の意見を尊重してまいります。</p> <p>・児童生徒の通学につきましては、地域の状況を考慮し、安心安全な通学環境となる</p>

<p>というアナウンスは市報の小さな欄に載っていただけでした。自分の学校が無くなるかもしれない?!ということは、今まさに通っている当事者である子どもの声を抜きには語れません。こども基本法3条にもあるように、子どもの意見表明は権利です。ぜひ子どもの意見を踏まえつつ、併せて、通わせる保護者や地域の方の意見を広く聴いてほしいです。</p> <p>2点目の通学については、昨今不審者の事案が多いことや酷暑など、通学に時間がかかるようになる学校の統合には、具体的な不安があります。また、宮川小の地域の特殊事情としては、もし隣の小学校と統合された場合は、通学に踏切が関わることも懸念です。</p>	<p>よう検討していきます。</p>
<p>学校規模の適正化を検討する際には、単に児童数のバランスだけでなく、一人ひとりの子どもの支援につながれる環境を整える視点を大切にしていきたいです。</p> <p>親の会では、「就学後に困り感が明らかになった子が、どこに相談すればよいかわからなかった」「学校や先生によって、支援につながるスピードや内容が大きく違う」という声が多く聞かれます。</p> <p>知的障害などが明確な場合は比較的早く支援につながりますが、読み書きの困難など学習障害傾向のある子や、大人数の中で初めて適応の難しさが見える子は、発見されても支援にたどり着くまでに時間がかかる現状があります。また、支援が得られない</p>	<p>教育委員会では、普通学級、特別支援学級に関わらず、全ての児童生徒に最良の教育環境を提供できることを目標としております。必要な児童生徒が早期に適切な支援を受けられるよう、より良い体制を検討してまいります。</p>

<p>まま不登校になってしまうケースも少なくありません。</p> <p>さらに、特別支援学級に在籍していても、担任の先生の経験や学校全体の雰囲気によって支援の方針や質に差が生じているという声もあります。どの学校でも、どの担任にあたっても、一定の水準で安心できる支援が受けられるようにしていただきたいです。</p> <p>良い先生や偶然の出会い、そして保護者の努力に頼るのではなく、教育委員会が中心となって、早期発見から支援につながるまでの流れを明確にし、学校と福祉が連携できる仕組みを整えていただきたいです。</p> <p>通常学級でも特別支援学級でも子どもが“人知れず取り残されてしまう”ことのないよう、すべての学校で安心して支援が受けられる体制づくりをお願いします。</p>	
---	--

(4) 「6.2 教職員の指導力向上・研修体制の充実の方針」について

意見の概要	市の機関の考え方
<p>4章で述べた「支援につながりにくい子どもが生まれない仕組み」を実現するためには、教職員の研修体制の充実と均てん化が不可欠だと考えます。</p> <p>保護者からは、「先生によって支援の理解度が異なる」「学校によって特別支援の方針や雰囲気が違う」という声が多く寄せられています。こうした差をなくすために、教育委員会主導で発達障害・読み書き困難など学習障害・不器用さの特性・感覚の特</p>	<p>教職員の研修環境につきましては、各職員による知識や指導力の差により、児童生徒に不利益とならないよう、継続的に実施してまいります。</p>

<p>性などの正しい知識を、全教職員が共通して学べる研修として位置づけていただきたいです。</p> <p>P22の「CHALLENGE 7 教師の学びの支援.意欲ある教師への支援.」についても、意欲のある一部の先生だけでなく、すべての子どもに関わる大人が正しい理解と支援の方法を学べる環境が重要だと考えます。</p> <p>また、学校内だけで完結せず、福祉や医療など外部の専門職と連携して学べる機会を増やすことも、現場の先生方の支えになると思います。</p> <p>発達特性の有無にかかわらず、すべての子どもが「理解され、安心して学べる学校」を実現するために、研修制度の充実と継続的なサポート体制の整備をお願いいたします。</p>	
---	--

参考：「春日部市立小・中・義務教育学校規模適正化に関する基本方針（案）」に対する意見の募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで